

（仮称）京都市学校給食センター整備運営事業 特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、（仮称）京都市学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 31 日

京都市長 松井 孝治

「(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業」の 特定事業の選定について

第1 事業概要

1 事業名

(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)

2 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

3 公共施設等の管理者の名称

京都市長 松井 孝治

4 事業の目的

令和5年1月、共働き世帯の増加や、家庭環境の変化等を踏まえ、国において、次元の異なるレベルでの子育て支援・少子化対策の取組を推進することが示されたことを受け、京都市(以下、「市」という。)では、子育て環境を一層充実させ、子どもたちの健やかな育ちと学び、子育て家庭の支援のため、全員制中学校給食の実施に向けた検討に着手し、令和5年11月に決定した「全員制中学校給食の実施に係る「基本的な考え方」について」において、給食センター方式の導入による全員制中学校給食の実施を表明した。

本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な施設整備や運営環境の創出ができる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく事業手法を導入することで、市の財政負担の縮減を図りつつ、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

5 事業の概要

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 設計・建設業務

- ① 事前調査業務
- ② 既存構造物の解体撤去業務
- ③ 設計業務
- ④ 建設業務
- ⑤ 配膳室新設・改修業務
- ⑥ 工事監理業務
- ⑦ 調理設備調達業務
- ⑧ 調理備品調達業務
- ⑨ 食器・食缶等調達業務
- ⑩ 事務備品調達業務
- ⑪ 近隣対応・周辺対策業務

-
- ⑫ 各種許認可申請等の手続業務
 - ⑬ 竣工検査及び引き渡し業務
 - ⑭ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 開業準備業務

- ① 各種設備・備品等の試運転
- ② 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- ③ 各種マニュアルの作成
- ④ 開業準備期間中の施設の維持管理
- ⑤ 本件施設等及び運営備品の取扱いに対する習熟
- ⑥ 従業員等の研修
- ⑦ 調理リハーサル
- ⑧ 配送リハーサル
- ⑨ 給食提供訓練業務
- ⑩ 内覧会・開所式の開催支援
- ⑪ 事業説明資料の作成
- ⑫ 映像紹介資料の作成
- ⑬ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 外構等保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理業務
- ⑤ 事務備品保守管理業務
- ⑥ 清掃業務
- ⑦ 警備業務
- ⑧ 長期修繕計画作成業務
- ⑨ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 運営業務

- ① 食品検収補助・保管業務
 - ② 調理業務
 - ③ 配送・回収業務（本件施設への車両出入庫時の交通安全対策業務を含む）
 - ④ 洗浄・消毒等業務
 - ⑤ 配膳室における業務
 - ⑥ 廃棄物処理業務
 - ⑦ 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
 - ⑧ 配送車維持管理業務
-

-
- ⑨ 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
 - ⑩ 食育推進促進業務
 - ⑪ 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
 - ⑫ その他これらを実施する上で必要な関連業務

6 事業内容

（１）施設概要

- ①事業用地 京都市南区吉祥院観音堂町 42、100-4 及び 43-1
- ②敷地面積 15,923 m²（実測）
- ③供給能力 1 日当たり最大 22,000 食

（２）事業方式

PFI 法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、完工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設等の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO（Build Transfer Operate）方式とする。

（３）事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- ①事業契約締結 令和 7 年 10 月
- ②設計・建設期間 令和 7 年 10 月～令和 10 年 6 月（約 2 年 8 か月間）
ただし、配膳室新設・改修業務は、市から別途指示がない限り、令和 12 年 3 月までとする。
- ③本件施設の所有権移転 令和 10 年 6 月
ただし、配膳室は、竣工後に速やかに市に引き渡す。
- ④開業準備期間 令和 10 年 7 月～令和 10 年 8 月（約 2 か月間）
- ⑤維持管理・運営期間 令和 10 年 8 月下旬～令和 25 年 7 月（約 14 年間 11 か月間）

第2 本事業を市自らが実施する場合と PFI 方式により事業者が実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

本事業を PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

2 評価の方法

（1）定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

（2）定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

3 定量的評価（市財政負担額の縮減）

（1）算定にあたっての前提条件

本事業において、市自らが実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

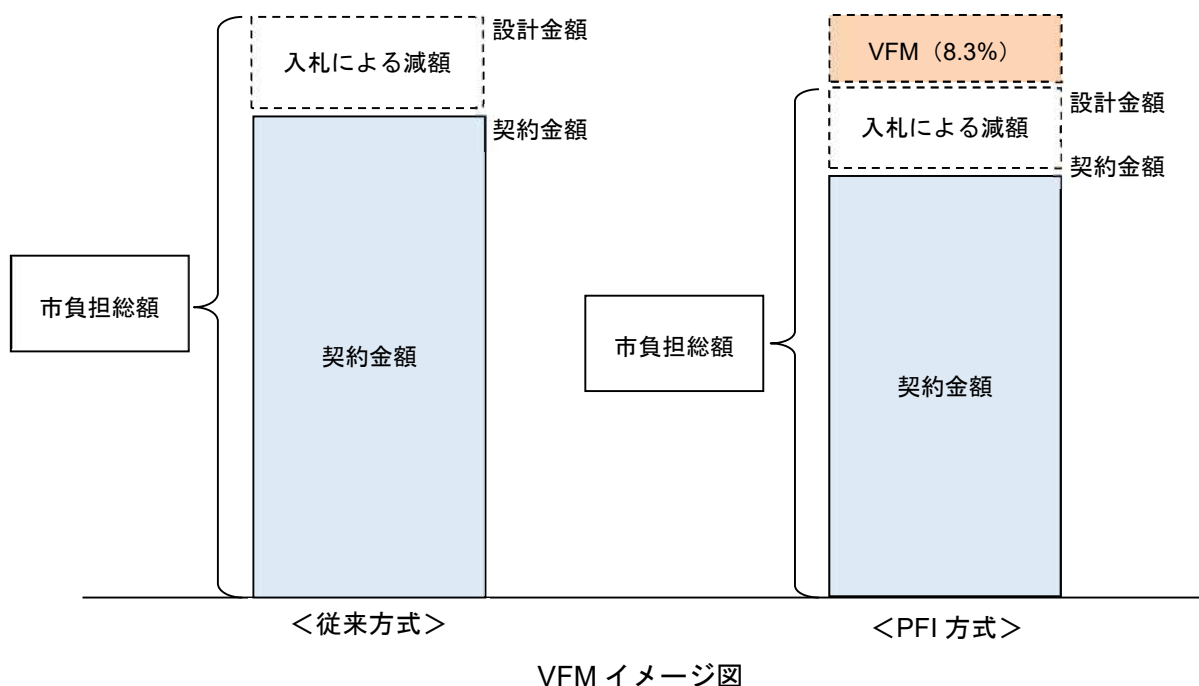
なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市自らが実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤SPC 管理運営費 ⑥アドバイザー費 ⑦モニタリング費 ⑧公租公課
共通の条件	①事業期間 17 年 9 か月 (設計・建設・開業準備期間 2 年 10 か月、維持管理・運営期間 14 年 11 か月) ②敷地面積 15,923 m ² ③供給能力 22,000 食／日 ④割引率 0.179%	
資金調達に 関する事項	①国庫補助金 ②起債 ・学校教育施設等整備事業債 起債充当率 90% 償還年数 25 年 (うち 3 年据え置き) ・一般単独事業債 起債充当率 75% 償還年数 25 年 (うち 3 年据え置き) ③一般財源	①国庫補助金 ②起債 ・学校教育施設等整備事業債 起債充当率 90% 償還年数 25 年 (うち 3 年据え置き) ・一般単独事業債 起債充当率 75% 償還年数 25 年 (うち 3 年据え置き) ③市中銀行借入 ・償還年数 15 年 固定金利 ④資本金 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途 の事業における実績値等を勘案して算定	市が直接実施する場合に比べ、一定割合 の縮減が実現するものとして設定

(2) 算定結果

上記「表 市の財政負担額算定の前提条件」に基づく市の財政負担額について、市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較した結果、8.3%程度の財政負担額の削減効果が認められた。



4 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業を PFI 事業により実施する場合、性能発注とすることにより、必要なサービス水準以上であれば、それを提供する上での手法（仕様）は問わないため、事業者が自ら得意な分野の技術などを最大限活用した提案が可能となり、より質の高い公共サービスを提供することができる。

また、金融機関が運営状況についてモニタリングを実施することにより、一層の事業の安定性や監視機能の向上が図られることが期待できる。

さらに、PFI 方式では施設整備と維持管理・運営を一括で契約することにより、維持管理・運営を考慮した施設整備や早めの開業準備等の着手が可能となり、供用開始時からのスムーズな運営がなされることも期待できる。

5 総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業を PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を 8.3%程度縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができるため、本事業を PFI 事業として実施することが適当と評価する。